

モバイル機動分析暗号化貸借 ＜入札説明書＞

別添資料

- 仕様書
- 質問受付実施要領
- 入札書（様式）及び記載例
- 委任状（様式）及び記載例
- 契約書（案）
- 誓約書（案）
- 入札書作成時の注意事項
- 入札及び開札参加心得書
- 入札保証金等についてのお願い

入 札 説 明 書

この入札説明書は、福岡県が発注するモバイル機動分析暗号化の賃貸借に関する入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知の上、入札書等を提出すること。なお、当該仕様等について疑義がある場合は、下記 6 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和 8 年 7 月 17 日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 調達案件名

モバイル機動分析暗号化賃貸借

(2) 賃貸借期間

令和 9 年 3 月 1 日から令和 14 年 2 月 29 日までの間

(3) 納入場所

指定場所

3 契約内容

別添「仕様書」のとおり

4 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月福岡県告示第 244 号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

5 入札参加条件（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和 8 年 9 月 16 日（水曜日）現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 4 の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
13	08	リース・レンタル	A A、A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中ではない者

6 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-641-4141 内線 2590

7 契約条項を示す場所

6 の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問については、「質問受付実施要領」により行う。

10 入札

入札に参加する者は、入札書を持参（ただし、県の休日には受領しない。）

又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着のこと。）により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(1) 入札書の提出場所

6の部局とする。

(2) 提出期限

令和8年9月16日（水曜日）午後5時45分

(3) 入札金額は、調達物品の本体価格ほか、輸送費、保険料、関税等、納入に関する一切の費用を含めた額とする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 代理人が入札する場合は、委任状を入札書とともに提出すること。

なお、入札書に入札者（代表者）の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載しておかなければならない。

(5) 入札書を直接提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年9月17日（木曜日）開封《モバイル機動分析暗号化貸貸借》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

書留郵便により提出する場合は、上述の封筒を更に別の封筒に入れ、再度封かんし、かつ封筒の表に「入札書在中」を朱書きすること。

(6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について二重線を引いておかなければならない。ただし、金額部分については、訂正を認めない。

(7) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、変更又は取消しをすることができない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(9) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部 入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和8年9月17日（木曜日） 午前10時00分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在の場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は直ちにその場で行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手等福岡県財務規則第145条第3項各号に掲げるもの）を入札書提出時に納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

入札保証保険契約は、見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の保険金額とし、保険契約は定額補償方式に限る。なお、保証期間は入札書を提出する日から契約締結日までの期間とする。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。なお、保険契約は定額補償方式に限る。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札日の日付のないもの又は日付に誤りのある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止

期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (4) 本入札執行については、地方自治法、同法施行令及び福岡県財務規則の定めるところによる。
- (5) 入札参加者は人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じる等、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
- (6) 業者決定後において、世界情勢等により社会通念上やむを得ないと考えられる納期遅延が発生する場合は、賃貸借期間の始期変更の協議を行うこととする。

入札（見積）仕様書

規格、品質等は下記、および見本のとおりですから熟
覧のうえ、入札（見積）して下さい。

記

請求先	会計課	納入場所	指定場所	契約履行 期 限	令和14年2月29日
品 名	規 格	数量（単位）	備 考		
モバイル機動分析暗号化賃貸借		60 か月			
合 計					

参考

- 1 別添「モバイル機動分析暗号化賃貸借仕様書」のとおり
- 2 賃貸借期間及び見積価格について
 - (1) 賃貸借期間は、令和9年3月1日から令和14年2月29日まで（60か月間）とする。
 - (2) 搬入、設置、調整費、回収費を含んで見積もること。
 - (3) 保守料を含んで見積もること。
 - (4) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、総額で見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

チェック項目（チェックが入っている場合のみ該当）

- （保有個人情報の取扱い）
- 受託者（受注者）は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること。
- また、受託者（受注者）は、委託者（発注者）の求めに応じ、保有個人情報の安全管理について委託者（発注者）が定める方法で報告すること。
- なお、再委託先はもとより、保守業務を行う業者において個人情報の取扱いを行う可能性がある場合も同様とする。

- ☑ （その他特記事項）
- ソフトウェア及びハードウェアの調達の場合の候補となる機器等については機器等リストを、役務（再委託先を含む。）の場合は役務リストを、あらかじめ福岡県警察に提出し、福岡県警察がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、福岡県警察と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行うこと。
- ソフトウェア及びハードウェアの調達の場合について、不正な変更（機器等の製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると福岡県警察が判断した場合は、契約業者において調査及び必要な措置を講じること。
- プログラム開発の場合については、不正な変更の有無を確認し、不正な変更が存在した場合は、当該不正な変更の修正を行った上で納入すること。また、契約後、納入前までに、不正な変更の有無の確認結果等の書類を提出すること。

モバイル機動分析暗号化賃貸借仕様書

第1章 契約名

モバイル機動分析暗号化賃貸借契約

第2章 調達の概要

2. 1 背景と目的

福岡県警察（以下「発注者」という。）において、防犯カメラ画像を迅速に共有及び分析支援するため、別途契約するSIMカードを用いて閉域モバイル網に接続し、通信内容を暗号化して秘匿性を確保するネットワークを構築することで、犯人の早期検挙を図ることを目的とする。

2. 2 適用範囲

本仕様書は、発注者が使用する調達機器の賃貸借、設計、設置、動作検証、各種調整、保守、契約終了後の機器撤去等、請負者（以下「受注者」という。）が実施する全ての事項に適用する。

本仕様書に明示のない事項であっても、モバイル機動分析暗号化の機能上及び社会通念上必要と思われるものについては受注者の負担、責任において充足するものとする。

2. 3 品名及び数量

別表1「賃貸借物件一覧表」のとおり

2. 4 設置場所

別表2「設置場所一覧表」のとおり

2. 5 参考事項

- (1) モバイル機動分析暗号化で必要となるSIMカード及び閉域モバイル網並びにモバイル機動分析暗号化に接続する電子計算機は別途調達することから、当該請負者と協議が必要な場合は、受注者の負担、責任において行うこと。
- (2) 賃貸借期間中、設置場所及び賃貸借物件を追加する際、必要に応じて、受注者は発注者と契約額等について協議し、変更契約に応じること。
- (3) 入札参加者は、別表1「賃貸借物件一覧表」に示された通信機器等以外の製品を納入する場合は、発注者から調達機器等の事前承認を受けること。なお、審査には3週間程度必要となることに留意すること。
- (4) 入札参加者は、入札前に構築スケジュールを提出すること。

第3章 モバイル機動分析暗号化の概要

3. 1 利用範囲

利用端末数：20台以上

利用時間帯：24時間365日

3. 2 基本要件

モバイル機動分析暗号化は、発注者が現在運用している既存ネットワークに別途契約する閉域モバイル網を接続し経路内を暗号化した閉域ネットワークとする。

3. 3 情報セキュリティ基本要件

本調達機器によるネットワーク終端間の暗号化を実現し、情報セキュリティを確保する。

第4章 調達機器の要件

4. 1 基本要件

- (1) 調達機器で使用するプロトコルはTCP/IPを基本とする。
- (2) 調達機器のうち、日本工業規格（JIS）、国際標準規格（ISO）、米国電気・電子技術学会の規格（IEEE）、国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告（ITU-T）に定めのある製品は、当該規格に準拠していること。なお、標準規格が定められていないものは、各種勧告や標準規格案等を尊重し将来的な汎用性や互換性を重視したものを選定すること。
- (3) 調達機器等については令和8年7月31日までに別記「機器等リスト」を会計課に提出し、発注者がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、発注者と連携し、代替品選定等を行うこと。
- (4) 調達機器は、中古品でないものとする。
- (5) 調達機器について、機器名称、型番、納入場所、物理アドレス、暗号方式（鍵長等を含む。）、その他発注者の指示する使用機器リストを提出すること。
- (6) 調達機器に、契約名、賃貸借期間、リース会社名、発注担当所属等が記載されたラベルを貼付すること。
- (7) 令和8年度福岡県環境物品等調達方針に基づくこと。

4. 2 次世代ファイアウォール

別表1「賃貸借物件一覧表」と同等品以上の機器を納入すること。

(1) セキュリティ機能仕様

ア 暗号化に係る設定等の情報が不正に抽出できない仕組みとなっていること。

イ 暗号化は、CRYPTREC 暗号リストに記載されたアルゴリズム及び鍵長並びにそれらを利用した安全なプロトコルを採用すること。

ウ 情報セキュリティの侵害のおそれがある事案があった場合において、そのログを残す機能を有するなどの措置が講じられていること。

(2) ネットワーク管理仕様

ア Web ブラウザ等を使用して設定を行える機能を有すること。

イ NTP クライアント機能を有し、タイムスタンプを刻むことが可能なこと。

ウ 通信の上限を設定することが可能な機能を有すること。

4. 3 エンドポイントセキュリティ・VPNクライアントソフトウェア

別表1「賃貸借物件一覧表」と同等品以上の機器を納入すること。

(1) セキュリティ機能仕様

ア 暗号化に係る設定等の情報が不正に抽出できない仕組みとなっていること。

イ 暗号化は、CRYPTREC 暗号リストに記載されたアルゴリズム及び鍵長並びにそれらを利用した安全なプロトコルを採用すること。

ウ 情報セキュリティの侵害のおそれがある事案があった場合において、そのログを残す機能を有するなどの措置が講じられていること。

(2) ネットワーク管理仕様

ア Web ブラウザ等を使用して設定を行える機能を有すること。

イ NTP クライアント機能を有し、タイムスタンプを刻むことが可能なこと。

ウ 通信の上限を設定することが可能な機能を有すること。

(3) その他仕様

ア Microsoft Windows10 以上のパソコンにインストールできること。

イ 詳細な導入手順を示すこと。

ウ 導入パソコンにおいて、接続及び切断が任意にできること。

4. 4 その他要件

(1) 調達機器の製造工程において意図しない変更が加えられないよう適切な措置が執られており、当該措置を継続的に実施していること。

(2) 調達機器の製造工程の履歴に関する記録を含む製造工程の管理体制が適切に整備されていること。

(3) 調達機器に対して不正な変更が加えられないように製造者等が定めたセキュリティ確保のための基準等が整備されており、その基準等が調達機器に適用されていること。

(4) 調達機器の設計から部品検査、製造、完成品検査に至る工程について、不正な変更が行われないことを保証する管理が一貫した品質保証体制の下でなされている

こと。調達機器に不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等により原因を調査し、排除できる体制を整備している生産工程による製品であること。

- (5) 情報システムを構成する要素（ソフトウェア、ハードウェア）に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制が確立していること。
- (6) 受注者が情報システムを構成する要素（ソフトウェア、ハードウェア）として採用した調達機器について、不正な変更が加えられていないことを検査する体制が受注者において確立していること。
- (7) 調達機器について、不正な変更が疑われると発注者が判断した場合は、受注者において調査及び必要な措置を講じること。

第5章 保守要件

5. 1 基本要件

- (1) 受注者は、調達機器の保守体制を用意すること。保守対応とは、問い合わせ受付窓口対応、ハードウェア保守対応の総称を示すものとする。
- (2) 保守期間は、賃貸借期間が終了するまでとする。
- (3) 障害発生時には、発注者、障害に関連する保守業者等と綿密な調整、連携を行い、受注者の責任と負担で保守作業を行うこと。
- (4) 調達機器について、技術的サポートを行うこと。また、今後の運用中に調達機器と他の機器を接続するような場合に、発注者と密接に連絡が取れる体制にあり、連絡があった場合は支援すること。
- (5) 問い合わせの受付時間は、平日午前9時から午後5時までとする。ただし、発注者が緊急かつ業務に支障を来すと判断した場合はこの限りではない。
- (6) 障害等発生時、発注者が一次切り分け、パッチ適用等を行える運用管理手順書を必要に応じて、作成すること。

5. 2 ハードウェア保守対応

- (1) ハードウェア障害時には、当該機器又はそれを構成する部品等の調達、交換、修理、設定内容の再投入、動作確認等を迅速に行い、受注者の負担により常時正常な稼働を保証すること。
- (2) 調達機器に障害が発生した場合、障害と判断された時点から、速やかに技術者を派遣するものとする。なお、賃貸借及び保守期間中は、必要な交換部品を必ず提供することが可能なこと。
- (3) 保守期間中、ハードウェアに対する修正ファームウェアの適用要否に関する情報を提供すること。
- (4) 1年に1回以上、調達機器の稼働状況の確認を行うこと。

5. 3 保守サービスレベル

各ハードウェアの保守サービスレベルは、以下のとおりとする。

(1) 次世代ファイアウォール

ア オンサイト保守（平日午前9時から午後5時まで）とすること。

イ 暗号化のために選択された暗号アルゴリズムの危殆化及びプロトコルの脆弱性に関する情報を定期的に入手すること。

ウ 暗号アルゴリズムの危殆化及びプロトコルの脆弱性に関する情報が確認された場合、必要に応じて、再構築すること。

(2) エンドポイントセキュリティ・VPNクライアントソフトウェア

ア オンサイト保守（平日午前9時から午後5時まで）とすること。

イ 暗号化のために選択された暗号アルゴリズムの危殆化及びプロトコルの脆弱性に関する情報を定期的に入手すること。

ウ 暗号アルゴリズムの危殆化及びプロトコルの脆弱性に関する情報が確認された場合、必要に応じて、再構築すること。

第6章 役務作業基本要件

6. 1 実施体制

(1) 受注者は、次の要件を満たす要員を配置して実施体制を構築し、作業実施計画書に記載すること。

ア 作業責任者

受注者を代理する権限を有するとともに、作業実施計画の策定、各作業の工程管理、作業従事者の就労管理、品質管理及び各業者間の調整に関し十分な能力を有する者であること。

イ 部門責任者

技術的要因の専門知識、システム分析・設計技術、工程管理能力及び作業従事者の調整・管理能力を有する者であること。

6. 2 作業実施計画書

作業責任者は、契約後速やかに作業項目ごとの取組の内容、スケジュール、実施体制等を記載した作業実施計画書を提出し、発注者の承認を受けること。

6. 3 作業

(1) 作業責任者は、本仕様又はその解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

(2) 作業責任者は、作業実施計画書に明示されていない作業を行う必要を認めた場合は、速やかに発注者と協議すること。

- (3) 作業責任者は、仕様書等に基づき詳細設計書、使用機器リスト等の文書を作成したときは、その都度、発注者の承認を受けること。

6. 4 進捗管理

- (1) 作業責任者は、調達機器の整備が完了するまでの間、発注者と月 1 回程度の打合せを行うこと。
- (2) 発注者は、作業責任者に対し、随時、進捗状況について報告を求めることができる。
- (3) 作業責任者は、発注者と協議や打合せ等を実施する都度、議事録を作成し、1 週間以内に発注者の承認を受けること。

第 7 章 役務作業個別要件

7. 1 設計構築

- (1) モバイル機動分析暗号化の機能を充足する設計構築を行うこと。
- (2) 既存ネットワークの安定した稼働及び業務の継続に影響を与えることがないこと。
- (3) 調達機器は、既存ネットワークに接続するため、接続に必要となる既存ネットワークの通信機器の設計及び設定に係る費用も当該調達に含めるものとする。
- (4) 既存ネットワークに影響を与える場合や既存ネットワーク保守業者に対して、作業を依頼する場合は、発注者及び保守業者である N T T データ九州と協議を行い、原則として受注者が費用を負担すること。

7. 2 納入設置

- (1) 発注者の指示する場所に納入し、次世代ファイアウォール及びエンドポイントセキュリティ・V P N クライアントソフトウェアは、受注者の負担と責任において設置するものとする。
- (2) 設置作業により、既存ネットワーク等の停止が伴う場合には、原則、平日午前 9 時から午後 6 時以外に実施することとする。また、事前にその工程及び方法について発注者の承諾を得ること。
- (3) 発注者が不要と判断する梱包材、付属品等は受注者の責任において撤去すること。

7. 3 納入検査

調達機器の納入完了後に納入検査を行うこと。なお、納入検査には受注者が立ち会うこと。納入検査の結果、不合格品が発見された場合には、受注者は当該機器等を引き取り、代替機器等を発注者の指定した日時までに納入すること。

7. 4 賃貸借期間終了時の引き上げ

- (1) モバイル機動分析暗号化が完全に稼働することを確認した後、受注者は調達機器のうち、使用しないこととなる機器等を撤去及び搬出すること。その際、各機器を接続している配線についても撤去する。
- (2) 賃貸借期間終了時、データを復元できないよう完全にデータを消去してから搬出すること。

第8章 遵守事項

8. 1 目的

- (1) 受注者は、本件業務の実施のために、発注者から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、この特約条項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。
- (2) 保護すべき情報の範囲は次の各号とする。
 - ア 発注者が管理対象として指定した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）
 - イ 発注者が管理対象として指定した物件
 - ウ ア又はイに掲げるものを基に、受注者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、発注者が指定したもの

8. 2 情報セキュリティ確保のための体制等の整備

- (1) 受注者は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。
- (2) 受注者は、受注者の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定するものとする。
- (3) 受注者は、保護すべき情報に接する者（受注者及び下請負者等における、派遣社員、契約社員、パート及びアルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収しなければならない。
- (4) 受注者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に応じた教育計画を作成するものとする。

なお、受注者が予め当該計画を有する場合には、これに代えることができる。
- (5) 発注者は受注者に対し、(4) の教育計画の実施状況について、報告を求めることができる。

8. 3 守秘義務

- (1) 受注者は、保護すべき情報を本契約の履行期間中のほか、履行後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (2) 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (3) 受注者又は下請負者等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、受注者はあらかじめ、書面により発注者に申請し許可を得なければならない。

8. 4 管理

- (1) 受注者は、本契約に基づき、発注者が受注者に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び発注者が受注者に貸与する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。
- (2) 受注者が発注者の指定する場所において個別業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報及び業務資料は適正に管理するものとする。また、発注者の承諾なくしては、その場所から物品、業務情報及び業務資料を持ち出してはならない。
- (3) 受注者は、業務情報及び業務資料について、本契約の履行その他発注者の指定した目的以外に使用してはならない。
- (4) 受注者は、業務情報について、本契約が終了したとき、又は発注者から廃棄を求められたときは、これを直ちに発注者が認める方法により廃棄するものとする。
- (5) 受注者は、業務情報及び業務資料を、発注者の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならない。
- (6) 受注者は、業務資料について、本契約が終了したとき、又は発注者から返還を求められたときは、これを直ちに発注者に返還するものとする。
- (7) 受注者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、受注者から発注者に所有権が移転したものは全て発注者の認める方法により廃棄しなければならない。

8. 5 作業責任者の選出

- (1) 受注者が発注者の指定する場所において個別業務を行う場合、受注者は業務実施に関する受注者の作業責任者を定めるものとする。
- (2) 前項により選任された作業責任者は、作業場所における受注者の個別業務の実施を統括し、受注者の定める規則に基づき就業管理を行い、個別業務の遂行に関する一切の事項を処理し、個別業務の遂行につき受注者を代理する権限を有するものとする。

8. 6 作業員名簿の提出

受注者が発注者の指定する場所において個別業務を行う場合、受注者は業務実施に関する受注者の作業員名簿を作成し、書面をもって発注者に通知するものとする。

8. 7 脆弱性対策等の実施

- (1) 受注者は、本件業務を実施するにあたり、情報システムを使用する場合について、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。
- (2) 前項の場合に、受注者は、情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

8. 8 情報セキュリティ侵害事案等事故

情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「事故」という。）とは次の各号のことをいう。

- (1) 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合
- (2) 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合
- (3) 保護すべき情報を取り扱い又は取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体にコンピューター・ウイルスの感染が認められた場合
- (4) (1) から (3) までの掲げるもののほか、発注者又は受注者の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

8. 9 情報セキュリティ侵害事案等事故に関する受注者の責任

受注者は、受注者の従業員又は下請負者等の故意又は過失により事故があったときでも、契約上の責任を免れることはできない。

8. 10 情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置

- (1) 受注者は、本契約の履行に際し、事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を発注者に報告しなければならない。
- (2) 発注者は、事故が発生した場合、必要に応じ受注者に対し調査を実施することとし、受注者は発注者が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。

- (3) 事故が下請負者等において発生した場合、受注者は発注者が当該下請負者等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。
- (4) 受注者は、事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、発注者の求めに応じて発注者に提出するものとする。
- (5) 事故が受注者の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については受注者の負担とする。
- (6) 前項の規定は、発注者の損害賠償請求権を制限するものではない。

8. 11 意図しない変更が加えられないための体制の整備

- (1) 受注者は、発注者より委託された業務の実施において、情報システムに対し発注者の意図しない変更が加えられないことを保証する管理を行うこと。また、発注者の求めに応じて具体的な品質保証体制を証明する書類を提出することとする。
- (2) 情報システムに対し発注者の意図しない変更が加えられる不正が判明した際には、追跡調査や立ち入り検査等により原因を調査し、排除するための体制を構築するものとする。

賃貸借物件一覧表

項番	品名	型番	数量	保守対象	備考	管理元所属
1	次世代ファイアウォール (オンサイト保守付)	FG-200F-FC260	1	○	同等品以上	刑事総務課
2	エンドポイントセキュリティ・VP Nクライアントソフトウェア (オンサイト保守付)	FC1-10-EMS05-428-01- 6 (25ライセンス)	1	○	同等品以上	刑事総務課

設置場所一覽表

項番	設置場所	賃貸借物件項番				
		1	2			
1	警察本部	1	1			
合計		1	1			

質 問 受 付 実 施 要 領

1 入札説明書等に対する質問受付

質問は、次の方法で行うこと。

(1) 受付期間及び提出先

令和 8 年 7 月 17 日（金曜日）から令和 8 年 7 月 27 日（月曜日）まで

福岡県警察本部総務部会計課 F A X 0 9 2 - 6 2 2 - 6 2 0 5

メール kaikei-chodo@police.pref.fukuoka.jp

(2) 提出方法

質問は、「質問書」（別添）に必要事項を記載して、F A X 又はメールで提出すること。
提出する際は、上記 1 (1) の期間内の平日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分までの時間内に下記の電話番号、担当者あてに電話連絡した上で、送信すること。

電話番号：0 9 2 - 6 4 1 - 4 1 4 1（内線：2590）

担当：深堀

2 質問に対する回答

質問に対する回答（質問内容を含む。）は、令和 8 年 7 月 30 日（木曜日）までに県警ホームページに掲載する。

3 留意事項

1 に定める方法以外での質問は一切受け付けない。

令和 年 月 日

福岡県知事 殿
(警察本部会計課出納係)

住 所
法 人 名
代 表 者 氏 名

質 問 書

(モバイル機動分析暗号化賃貸借)

番 号	質 問 事 項

担当者 担当部署名
担 当 者 名
連 絡 先 電 話 : () —
F A X : () —

※ 1 FAX送信先 福岡県警察本部総務部会計課 092-622-6205
メールアドレス kaikai-chodo@police.pref.fukuoka.jp
2 事前に出納係(深堀) 092-641-4141(内線2590)に電話連絡の上FAXまたはメールをすること。
3 質問事項ごと番号を付すものとし、用紙に収まらない場合は、A4版の別紙を使用すること。

(表)

入 札 書（見積書）（請書）

¥

履行期限	令和14年2月29日		納入場所	指定場所	
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	摘 要
モバイル機動分析暗号化賃貸借	仕様書のとおり	6 0 か月			
合 計					

上記のとおり入札（見積）いたします。

福岡県知事 殿

年 月 日

住 所

氏 名

- 1 契約内容 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の2.5パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
 - (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県知事 殿



年 月 日

契約者住所

氏 名 印

- 備考 1 入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。
- 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは、「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。
- 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金のパーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

入 札 書（見積書）（請書）

¥ ○○○○○

履行期限	令和14年2月29日			納入場所	指定場所	
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	摘 要	
モバイル機動分析暗号化賃 貸借	仕様書のとおり	60か月	1か月の賃借料 (税抜金額)	60か月の賃借料 (税抜金額)		
合 計	3カ所同じ金額			○○○○○		

上記のとおり入札（見積）いたします。

福岡県知事 殿

実際に入札書を提出する日を記載してください。

令和 年 月 日

住 所 福岡市博多区○○○丁目○-○

株式会社○○○○○

氏 名 ○○○○

以下、網掛け部分には何も記載しないでください。

1 契約内容 上記のとおり

2 契約金額 ¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税)

3 私の責任において契約を解除されたとき、
10の金額を納入します。

なお、この場合、別途損害賠償の請求

4 私の責任において履行期限までに履行
して遅延日数に応じ1年につき、未納部分の
利息を請求します。5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除
されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福
岡県にその損害の賠償を求めません。(1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭
和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事
業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」
という。）があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、
当該排除措置命令が確定したとき。(2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に
規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。(3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第
45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、
契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償
金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後
も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りで
はありません。7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、
福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

代表取締役 ○○ ○○

又は

代表取締役 ○○ ○○

代理人 ○○ ○○(※委任状が必要)

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県知事 殿

令和 年 月 日

契約者住所

氏 名

印

- 備考 1 入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。
- 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは、「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。
- 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金の パーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

委 任 状

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

(委任者)
住 所
会社名
氏 名

下記の者を代理人(入札担当者)と定め、次の事項を委任します。

記

代理人(入札担当者)氏名

(委任事項)

モバイル機動分析暗号化賃貸借契約の見積及び入札に関する一切の件

(委任期間)

令和 年 月 日～令和 年 月 日

名簿登載者から入札担当者への委任状（記載例）

委 任 状		提出日を記載
		令和 年 月 日
福岡県知事 殿		
(委任者)		
住 所	福岡市博多区〇〇一丁目ー1ー1	
会社名	株式会社□□□□	
氏 名	代表取締役 △△ △△	
下記の者を代理人(入札担当者)と定め、次の事項を委任します。		
記		
代理人(入札担当者)氏名	● ● ● ●	同じ
(委任事項)		
モバイル機動分析暗号化賃貸借契約の見積及び入札に関する一切の件		
(委任期間)		
令和 年 月 日	～令和 年 月 日	
提出日～開札日を記載		

- 1 資格者名簿に登録されている代表者（本社で登録されている場合は代表取締役、支店等で登録されている場合は支店長等）が、入札を代理人（入札担当者）に行わせるときに提出する書類です。入札書と一緒に提出してください。
- 2 委任者の欄には資格者名簿に登録されている代表者名を記名してください。
- 3 代理人（入札担当者）氏名を記名してください。

モバイル機動分析暗号化賃貸借契約書（案）

福岡県（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、モバイル機動分析暗号化賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（賃貸借物件）

第1条 受注者は、発注者に対し、別表1「賃貸借物件一覧表」に掲げる物件（以下「装置」という。）を賃貸し、発注者は、これを賃借する。

（賃貸借期間）

第2条 この契約により賃貸借する期間は、令和9年3月1日から令和14年2月29日までとする。

（設置場所）

第3条 装置の設置場所は、別表2「設置場所一覧表」のとおりとする。

（賃貸借料）

第4条 賃貸借料（保守料を含む。）の額は、総額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（賃貸借料の支払）

第5条 賃貸借料の支払及び支払金額は、別表3のとおりとする。

2 賃貸借期間に1か月未満の端数を生じた場合、賃貸借料の支払は前項の定めにかかわらず日割計算とし、算出の基礎は次式に基づくものとする。

$$\text{月額賃貸借料} \div \text{当月の暦日数} \times \text{当月使用可能日数（土・日曜及び祝日を含む。）} = \text{当月の賃貸借料}$$

賃貸借料に円位未満の端数が生じた場合は、円位未満は切り捨てるものとする。

3 受注者は、第1項の対象期間経過後、賃貸料の支払を発注者に請求するものとし、発注者は適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に受注者に賃借料を支払わなければならない。

（契約保証金）

第6条 この契約に伴う受注者の契約保証金は、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第170条により減免できるほかこれを徴する。

（権利義務の譲渡等）

第7条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 発注者は、受注者がこの契約に係る賃貸の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受注者の賃貸借料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、賃貸借料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る賃貸の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

(装置の設置場所の移転)

第8条 発注者は、装置を第3条の設置場所から移転する必要があるときは、文書によって受注者に通知するものとする。

(装置の表示)

第9条 受注者は、装置に受注者の所有である旨の表示をする。

(装置の保守)

第10条 受注者は、装置が常時正常な状態で使用できるよう保守を行わなければならない。

2 発注者は、装置に故障が生じたとき、又は装置の保守を必要と認めるときは、受注者にその旨を通知しなければならない。

3 受注者は、発注者から前項の通知を受けたときは、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

(管理義務)

第11条 発注者は、善良な管理者の注意をもって装置を使用し管理しなければならない。

2 発注者は、自己の故意若しくは重大な過失によって装置に修理又は調整の必要が生じたときは、それらの修理費又は調整費を負担する。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第12条 この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により、この契約が解除された場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 正当な理由なく、賃貸すべき期日を過ぎても賃貸しないとき。

(2) 履行期限までに賃貸が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に賃貸が完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第10条第3項の回復がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けた

とき。

- (2) 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。
- (3) 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。
- (4) 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (5) 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、賃貸を継続する見込みが明らかでないとき。
- (2) 受注者の賃貸が甚だしく不誠実と認められるとき。
- (3) 受注者がこの契約の賃貸の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 賃貸の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 第7条第1項の規定に違反して賃貸借料債権を譲渡したとき。
- (9) 第7条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該賃貸の履行以外に使用したとき。
- (10) 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき

3 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその責めを負わない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

- (3) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（違約金）

第15条 前二条の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、賃貸借料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

2 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、第1項に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（賠償の予定）

第15条の2 受注者は、第14条第3項の規定により発注者が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、賃貸借料の100分の20に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

（暴力団排除）

第16条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次

及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、賃貸借料の100分の10に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。
(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 第13条、第14条及び前条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第13条、第14条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 前条第1項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(損害賠償)

第20条 受注者は、この契約に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。

(秘密の保持)

第21条 発注者及び受注者は、この契約の締結並びに履行に際し知り得た業務上及び技術上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(賃貸借物件の回収)

第22条 この契約が終了し、又は解除された場合、受注者は装置を速やかに回収しなければならない。この場合において、回収に係る費用は受注者が負担するものとする。

(遅滞損害金)

第23条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは、受注者は遅延日数に応じ、賃貸借料に契約締結時点の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率に準じた率を乗じた額を遅滞損害金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

なお、年の日数は閏年の日を含む期間については、365日で換算する。

2 前項の規定により計算した遅滞損害金の額が100円未満であるときは、遅滞損害金を支払うことを要しないものとする。

(紛争の解決)

第24条 この契約において紛争が生じたときは、福岡県庁舎所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

(補則)

第25条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、民法（明治29年法律第89号）、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）その他日本国の法律及び福岡県財務規則の定めるところによる。

(協議)

第26条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議をして定める。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 福岡県

代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

受注者 住所（事務所の所在地）

氏名（会社名及び代表）

賃貸借物件一覧表

項番	品名	型番	数量	保守対象	備考	管理元所属
1	次世代ファイアウォール (オンサイト保守付)	FG-200F-FC260	1	○	同等品以上	刑事総務課
2	エンドポイントセキュリティ・VP Nクライアントソフトウェア (オンサイト保守付)	FC1-10-EMS05-428-01- 6 (25ライセンス)	1	○	同等品以上	刑事総務課

設置場所一覽表

項番	設置場所	貸借物件項番				
		1	2			
1	警察本部	1	1			
合計		1	1			

(1) 令和8年度における支払金額

支払回数	支払金額	備 考	対象期間
1回目	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額	円
合計	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額	円

(2) 令和9年度における支払金額

支払回数	支払金額	備 考	対象期間
1回目	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額	円
2回目	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額	円
合計	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額	円

(3) 令和10年度における支払金額

支払回数	支払金額	備 考	対象期間
1回目	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額	円
2回目	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額	円
合計	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額	円

(4) 令和11年度における支払金額

支払回数	支払金額	備 考	対象期間
1回目	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額	円
2回目	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額	円
合計	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額	円

(5) 令和12年度における支払金額

支払回数	支払金額	備 考	対象期間
1回目	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額	円
2回目	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額	円
合計	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額	円

(6) 令和13年度における支払金額

支払回数	支払金額	備 考	対象期間
1回目	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額	円
2回目	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額	円
合計	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額	円

月額賃貸借料 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

誓 約 書 (案)

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 モバイル機動分析暗号化貸借契約書第16条（以下「暴力団排除条項」という。）第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

＜モバイル機動分析暗号化賃貸借契約書抜粋（暴力団排除条項）＞

第16条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、賃貸借料の100分の10に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 第2項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

【入札書作成時の注意事項】

1 入札書の日付について

入札書に記載する日付は、**入札書提出日**を記載してください。

開札日を記載された場合、無効となりますのでご注意ください。

2 入札金額

○ 入札金額

入札金額は、**消費税抜きの金額**です。

※ 契約金額は、**消費税込みの金額**となります。

入札保証金等についての
お願い

- 入札における、入札保証金等の納付方法の選択については、
- 1 入札保証金(現金)又は銀行等が保証する小切手を納付する。
 - 2 入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する。
 - 3 過去2年以内に履行した同種の契約の2件以上の履行証明を提出する。
(福岡県警察本部発注の契約を履行証明とする場合は、契約書の写しを提出する。)
- 以上3通りのうちいずれかが必要になります。

入札に先立ちまして、貴社が上記3通りのうちいずれかの方法を選択されるのか
事前に確認をさせていただきたいと思いますので、入札書提出の前日までに、
必ずご連絡下さい。

注、入札保証金等の納付方法の選択にあつては、

別添「入札保証金及び契約保証金について」をよく確認して下さい。

連絡先 福岡県警察本部会計課
出納係 深堀

TEL 092-641-4141(内線 2590)

入札保証金及び契約保証金について

1

入札保証金

見積金額（税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(1) 「入札保証金」、「これに代わる担保」について

ア 「入札保証金」とは、現金である。

イ 「これに代わる担保」とは、銀行その他確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手である。

※ 注意 入札保証金を「小切手」で納付した業者が、落札者となった場合、呈示期間の関係から取引店（福岡銀行県庁内支店）において現金化することとなる。この場合、小切手を振り出した金融機関が取引店以外の場合、現金化に手数料を要することがある。この場合の手数料は、納付業者の負担となる。

(2) 入札保証金の金額について

入札保証金の額、小切手の額面金額は、見積金額（税込みの金額）の100分の5以上の額とする。
※

（例）入札金額が、12,345円（税抜き）の場合、見積金額は、13,579円となる。

下記計算式により、入札保証金の額、小切手の額面金額は、679円以上の額となる。
※

○計算式

12,345円（入札金額） × 1.1 = 13,579円（見積金額）

13,579円（見積金額） × 5 / 100 = 678.95円

(3) 納付について

「入札保証金」又は「小切手」にあつては、入札書と共に持参し納付すること。

なお、納付の際は、必ず、保証金等納付書（様式1）及び保管証書（様式2）を提出すること。

(4) 「入札保証金」、「小切手」の返還について

ア 落札業者にあつては、契約締結後の返還になります。
ただし、落札業者にあつては、契約保証金に充当することができます。

イ 落札業者以外の業者にあつては、開札日以降の返還になります。

ウ 返還請求の際は、保証金等払戻請求書（様式3）及び保管証書を提出すること。

なお、保管証書裏面の領収書欄（様式4）には、住所、会社名、代表者氏名、代表者印及び収入印紙（200円）が必要となります。

落札者以外の業者にあつては、保管証書のみ提出。保管証書裏面の記載は上記のとおり。

2 入札保証金の納付が免除される場合

(1) 入札保証保険契約

県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込みの金額）の100分の5以上を保証金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。
※

ア 保証金額について

入札保証保険契約の保証金額は、見積金額（税込みの金額）の100分の5以上の額とする。

（例）入札金額が、12,345円の場合、見積金額は、13,579円となる。

下記計算式により、保証金額は、679円以上の額となる。
※

○計算式

12,345円（入札金額） × 1.1 = 13,579円（見積金額）

13,579円（見積金額） × 5 / 100 = 678.95円

イ 入札保証保険契約における注意事項について

○ 被保険者

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県知事 服部 誠太郎

○ 保険期間

入札の日（入札の日以前の日付でもよい。）から
契約締結の日（契約締結の日以降の日付でもよい。）まで

○ 契約名

○○○○賃貸借

○ 入札場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室

○ 履行又は納入場所

「福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所」とする。

エ 証書の提出について

入札保証保険証書にあっては、入札書と共に持参し提出すること。

なお、証書は、原本提出とし、証書の返還は致しません。

(2) 履行証明書

過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合。

ア 「同種の契約」について

「同種の契約」の条件は次のとおりとする。

- ・ 官公庁（国（独立行政法人等を含む。）・都道府県・市町村）発注契約であれば可（都道府県及び市町村の公社等の発注契約は不可）
- ・ 民間及び第3セクター発注の契約は証明として使えません。
- ・ 「同種」とは、賃貸借契約とする。

イ 「同規模の契約」について

「同規模の契約」とは、契約金額が見積金額（税込みの金額）の100分の20より高い金額であるもの。
※

ただし、契約期間が複数年度に渡る長期継続契約については、契約金額の1年分に相当する金額が当該入札に係る見積金額（税込みの金額）の1年分に相当する金額の100分の20より高い金額であるもの。

（例）入札書記載金額が、12,345円の場合、見積金額は、13,579円となる。

下記計算式により、同規模契約の契約金額は、2,716円より高い額となる。

○計算式

12,345円（入札金額） × 1.1 = 13,579円（見積金額）

13,579円（見積金額） × 20 / 100 = 2,715.8円

ウ 履行証明書の様式について

履行証明書の様式は、別紙1を参考とすること。

エ 履行証明書の記載要領について

履行証明書の記載要領は、別紙2を参考とすること。

オ 履行証明書の提出について

履行証明書にあつては、入札書と共に持参し提出すること。

なお、証明書は、原本提出とし、証明書の返還は致しません。

カ 警察本部発注の契約を履行証明とする場合

契約書の写しを、入札書と共に持参し提出すること。

※ 履行証明書において証明される者は、入札書に記載する入札者の氏名又は名称若しくは商号と同一のものとします。例えば、入札者が〇〇株式会社A支店であれば、A支店以外のB支店等は認められません。

落札業者について

3

契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(1) 「契約保証金」、「これに代わる担保」について

ア 「契約保証金」とは、現金である。

イ 「これに代わる担保」とは、銀行その他確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手である。

(2) 金額について

契約保証金の額、小切手の額面金額は、契約金額（税込みの金額）の100分の10以上の額とする。

（例）入札書記載金額が、12,345円の場合、契約金額は、13,579円となる。

下記計算式により、契約保証金の額、小切手の額面金額は、1,358円以上の額となる。

○計算式

$$12,345 \text{ 円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{ 円 (見積金額)}$$

$$13,579 \text{ 円 (契約金額)} \times 10 / 100 = \underline{\underline{1,357.9 \text{ 円}}}$$

(3) 「契約保証金」及び「小切手」の返還について

契約期間終了後となる。

4 契約保証金の納付が免除される場合

(1) 履行保証保険契約

県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保証金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。 ※

ア 保証金額について

履行保証保険契約の保証金額は、契約金額（税込みの金額）の100分の10以上の額とする。

（例）入札書記載金額が、12,345円の場合、契約金額は、13,579円となる。

下記計算式により、保証金額は、1,358円以上の額となる。

○計算式

$$12,345 \text{ 円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{ 円 (見積金額)}$$

$$13,579 \text{ 円 (契約金額)} \times 10 / 100 = \underline{\underline{1,357.9 \text{ 円}}}$$

(2) 履行証明書

過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合。

ア 「同種の契約」について

「同種の契約」の条件は次のとおりとする。

- ・ 官公庁（国（独立行政法人等を含む。）・都道府県・市町村）発注契約であれば可（都道府県及び市町村の公社等の発注契約は不可）
- ・ 民間及び第3セクター発注の契約は証明として使えません。
- ・ 「同種」とは、賃貸借契約とする。

イ 「同規模の契約」について

「同規模の契約」とは、金額が契約金額（税込みの金額）の100分の20より高い金額であるもの。 ※

ただし、契約期間が複数年度に渡る長期継続契約については、契約金額の1年分に相当する金額が当該入札に係る契約金額（税込みの金額）の1年分に相当する金額の100分の20より高い金額であるもの。

（例）入札書記載金額が、12,345円の場合、契約金額は、13,579円となる。

下記計算式により、同規模契約の契約金額は、2,716円より高い額となる。

○計算式

$$12,345 \text{ 円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{ 円 (見積金額)}$$

$$13,579 \text{ 円 (契約金額)} \times 20 / 100 = \underline{\underline{2,715.8 \text{ 円}}}$$

※ 履行証明書において証明される者は、入札書に記載する入札者の氏名又は名称若しくは商号と同一のものとします。例えば、入札者が〇〇株式会社A支店であれば、A支店以外のB支店等は認められません。

保証金等納付書										No.			
福岡県知事（財務担当所長） 殿													
金 額 (額 面)		千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
ただし、													
上記のとおり納付します。（有価証券は、下記内訳のとおり）													
年 月 日													
住所													
氏名													
(記名押印又は署名) 記													
証 券 の 銘 柄		記 号 番 号				額 面		枚 数		附 属 利 札			
入 札 保 証 金	保 管 さ れ た い				年 月 日			保 管 し て よ い			年 月 日		
	係 員						課長	係 員				出納員	
入札保証金を 保 管 し た		年 月 日				出納員		入札保証金を 払 戻 さ れ た い		年 月 日			課長
摘要													

ここの決裁欄は、入札保証金についてのみ使用すること。

備考 No. 欄は年間通し番号とすること。

(表)

No.

保 管 証 書

金 額 (額 面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
--------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし.....

(有価証券は下記内訳のとおり)

住所.....

氏名.....殿.....

記

証 券 の 銘 柄	記 号 番 号	額 面	枚 数	附 属 利 札

上記のとおり保管しました。

年 月 日

福岡県

出納員.....

職印

- 1 この保管証書は大切に保管してください。
- 2 払戻しを受けようとするときは、保証金等払戻請求書に添付して提出してください。

様式 4

(裏)

収
入
印
紙

領 収 書

保証金(担保金)として納付した表面保管証書の
金額(現金・有価証券)の払戻しを受けました。

年 月 日

住所.....

氏名
(記名押印又は署名)

支 払 方 法	支 払 年 月 日	番 号	摘 要
口 座 振 替 隔 地 払	年 月 日		

保管証書 No.

保証金等払戻請求書

福岡県知事（財務担当所長）殿

課（財務担当所）名（ ）

金 額 (額 面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、

上記のとおり払い戻してください。（有価証券は下記内訳のとおり）

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

（記名押印又は署名）

記

証券の銘柄	記号番号	額	面	枚数	附属利札

摘要

契約履行証明書

契 約 年 月 日	契 約 金 額	契 約 品 目	契 約 期 間	契 約 履行(完了) 年 月 日	そ の 他 必 要 事 項
			～		
			～		

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契 約 者 住 所

商号及び営業所

代 表 者 名

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証 明 者 名

印

※契約金額(見積金額×110/100)
の20/100より高い金額

※過去2年間は、履行年月日で判断します。

契約履行証明書

契 約 年 月 日	契 約 金 額	契 約 品 目	契 約 期 間	契 約 履 行 (完 了) 年 月 日	そ の 他 必 要 事 項
R6.4.1	1,234,567	〇〇〇賃貸借	R6.4.1 ～ R7.3.31	R7.3.31	
			～		

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契 約 者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号

商号及び営業所 〇〇〇株式会社

代 表 者 名 代表取締役 〇〇 〇〇

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 △丁目△番△号
証 明 者 名 AA市長 〇〇 〇〇

印

借受人又は借受人から証明の権限を
委任された者の氏名及び押印

※契約金額(見積金額×110/100)
の20/100より高い金額

※過去2年間は、履行年月日で判断します。

契約履行証明書

契 約 年 月 日	契 約 金 額	契 約 品 目	契 約 期 間	契 約 履 行 (完了) 年 月 日	そ の 他 必 要 事 項
R6.4.1	1,234,567	〇〇〇賃貸借	R6.4.1 ～ R7.3.31	R7.3.31	
R7.4.1	2,345,678	〇〇〇賃貸借	R7.4.1 ～ R7.8.31	R7.8.31	

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契 約 者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号

商号及び営業所 〇〇〇株式会社

代 表 者 名 代表取締役 〇〇 〇〇

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 △丁目△番△号
証 明 者 名 BB市長 〇〇 〇〇

印

借受人又は借受人から証明の権限を
委任された者の氏名及び押印